

答申第 291 号

平成 18 年 2 月 1 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 11 月 9 日付けで諮問された特定の県立高等学校に係る加配の要望書等不存在の件（諮問第 319 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、平成13年7月26日付け「平成14年度研修等定数等の計画に係る資料の提出について」に基づき、同年9月中旬から10月下旬までに神奈川県教育庁管理部教職員課長あてに特定の県立高等学校の校長が提出した「平成14年度公立学校の指導方法の改善実施計画表」などの資料一切及び平成14年度法による加配の「要望書」は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、平成16年5月29日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、平成13年7月26日付け「平成14年度研修等定数等の計画に係る資料の提出について」に基づき、各県立高等学校長が神奈川県教育庁管理部教職員課長あてに提出した「平成14年度公立学校の指導方法の改善実施計画表」などの資料一切（以下「計画表等」という。）及び平成14年度法による加配の「要望書」（以下「要望書」という。）のうち、同年9月中旬から10月下旬までに特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の校長（以下「本件校長」という。）が提出した計画表等及び要望書（以下「本件行政文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成16年6月15日付けで、本件行政文書は作成していないため存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成16年6月17日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件高校において、現実に当該年度の過配あるいは加配という現象、事

実は存在したのであるから、仮に、公正、明朗及び適切な人事異動（転任）であるならば、それらの転任に係る資料、文書等である本件行政文書は、当然保管されているはずである。したがって、本件行政文書は公開されるべきである。

- (2) 実施機関の非公開等理由説明書には矛盾がある。なぜならば、本件校長は、本件行政文書の全部又は一部を元来作成する必要がないので、教職員課長あてに本件行政文書を提出しなかった可能性を否定できない。

しかし、非公開等理由説明書中の「不要となった時点で廃棄したため、本件公開請求の時点（平成16年9月15日）においては、既に存在しなかったものである」との実施機関の一方的な断定は、逆に本件行政文書の存在を暗示するものと理解できる。

- (3) 仮に、本件行政文書が廃棄されているのであれば、廃棄の根拠とした規程、正確な廃棄年月日などの詳細な説明及び記録を求める。また、仮に、本件行政文書が作成されていなかったのであれば、作成されなかった事実等の説明の公表を求める。

4 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

- (1) 計画表等及び要望書は、必ずしも提出する必要のある文書ではないが、提出された場合、平成14年度の高等学校教職員定数の決定をするために教職員課が取得した補助的、一時的な資料であり、神奈川県教育庁等行政文書管理規則（以下「規則」という。）第9条第8項で定める「主たる保存対象でない行政文書」に該当し、その保存期間についても同条第7項で「必要な期間」と定められている。
- (2) 本件行政文書が本件校長から教職員課長あてに提出されたかどうかは、現時点では確認できないが、仮に提出されていたとしても、平成14年度の高等学校教職員定数案が了承され、不要となった時点で廃棄された。したがって、本件行政文書は、本件公開請求の時点（平成16年9月15日）においては、既に存在していなかったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件行政文書について、仮に教職員課長に提出されていた場合、平成14年度の高等学校教職員定数の決定をするために取得した補助的、一時的な資料であり、規則第9条第8項で定める「主たる保存対象でない行政文書」に該当し、その保存期間についても同条第7項で「必要な期間」と定められており、平成14年度の高等学校教職員定数案が了承され、不要となった時点で廃棄されたため、本件公開請求の時点では既に存在していなかったと説明している。

イ 当審査会で、実施機関が各県立高等学校長に対して提出を求めている計画表等及び要望書の書式について確認したところ、計画表等及び要望書は教員定数案を作成するための基礎資料であると認められることから、本件行政文書が仮に教職員課長に提出されていた場合、教員定数案を作成するための補助的、一時的な資料であるとする実施機関の説明は納得できる。

ウ したがって、本件行政文書が教職員課長に提出されていた場合には、実施機関が説明するとおり、不要となった時点で廃棄したとしても、その取扱いが不当であるとは解されない。

また、本件行政文書が教職員課長に提出されていなかった場合には、本件行政文書が、本件公開請求の時点（平成16年9月15日）において、存在していなかったことは、実施機関の説明のとおりである。

(3) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められたものであり、前記3(3)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 11 月 9 日	諮問書を受理
11 月 15 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 27 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
平成 17 年 1 月 5 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
1 月 17 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
10 月 11 日 (第 49 回部会)	審議
11 月 2 日 (第 50 回部会)	審議
11 月 16 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
12 月 26 日 (第 51 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉準一	首都大学東京教授	
堀部政男	中央大学教授	会 会 長 (部会長を兼ねる)

(平成18年2月1日現在)(五十音順)